

多治見市文化会館友の会（たじとも Club） 会員規約

（名称）

第1条 この会員制度は多治見市文化会館友の会と称し、愛称をたじとも Club と称します。

（目的）

第2条 本会は、公益財団法人多治見市文化振興事業団（以下「事業団」といいます。）が指定管理者として管理運営する多治見市文化会館（以下「文化会館」といいます。）において行う舞台芸術活動への参加の機会を積極的に提供し、芸術文化に対する造詣の深い人材の育成を図り、もって芸術文化の発展と地域振興に寄与することを目的とします。

（会員）

第3条 会員は、この規約を確認の上、所定の申込用紙を文化会館へ提出し、文化会館が入会を認めた方をいいます。

（会費）

第4条 入会金は無料とし、入会手続きまたは継続手続きの際に、年会費を支払うものとし、年会費は、以下のとおりとします。

- 1 4月1日から9月末日までの期間の入会者 2,000円
- 2 10月1日から翌年3月末日までの入会者 1,500円
- 3 会員が継続を希望するときは、会員期間満了日の2月前から会員期間の満了日までに翌年度の年会費1,500円を支払うものとし、
- 4 納入された年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとし、

（有効期限）

第5条 会員資格を有する期間は、入会した日から同年度の3月末日までとします。

（会員証）

- 第6条 会員には会員証を発行します。
- 2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、第三者に譲渡、もしくは貸与することはできません。
 - 3 会員証の再発行には実費100円を申し受けます。

（会員特典）

第7条 会員は、文化会館が実施する次の特典を、文化会館が指定する方法により受け取ることができます。

- 1 文化会館の催し物に関する情報の定期的な提供
- 2 文化会館が指定する公演のチケットの割引料金での販売（原則1公演2枚まで）
- 3 文化会館が指定する公演の先行販売（原則1公演4枚まで）
- 4 翌年度の文化会館公演チケット購入補助券（ただし第4条第2項の定めにより継続する会員に限ります）
- 5 その他文化会館が通知する会員特典

（届け出事項の変更）

- 第8条 会員は、文化会館に届け出た内容に変更が生じた場合には、ただちに変更事項を届けるものとします。
- 2 会員は、前項による届け出がないために文化会館からの通知、送付書類等が延着または不到着となっても、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

（退会）

- 第9条 会員は、第5条に定める有効期限の終了時をもって退会となります。
- 2 前項に定めるもののほか、会員は、文化会館に退会を届け出ることによって、退会することができます。

（会員資格の喪失）

- 第10条 文化会館は、会員が次のいずれかに相当する場合は、会員資格を取り消すことができるものとします。
- 1 文化会館への虚偽の申告があった場合
 - 2 年会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
 - 3 その他文化会館の運営上に支障がある場合
- 2 文化会館の指定管理者である事業団が、指定管理者でなくなった場合は、有効期限内であっても、その権利は消滅することとなります。

（個人情報）

- 第11条 文化会館は、会員の個人情報を本会の運営以外には使用しません。
- 2 個人情報の管理は、事業団が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、適切に管理するものとします。

（規約の変更）

第12条 文化会館は、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、文化会館は変更事項を会員に通知するものとします。

附 則

- 1 この規約は、平成28年7月1日より適用します。
- 2 第4条第1項の定めにかかわらず、平成28年7月1日から平成29年3月31日までの入会者の年会費は、一律1,500円とします。

附 則（平成31年1月25日改正）

- 1 この規約は、平成31年2月1日より適用します。

お問合せ・ご入会は…

バロー文化ホール
(多治見市文化会館)

〒507-0039 岐阜県多治見市十九田町 2-8
TEL (0572) 23-2600 FAX (0572) 23-7555
(9:00-21:30 火曜休館)